◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第158号(H24.8.17)◆◆

#### =はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する 事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その 内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用してい ただくことを目的として配信しています。

#### =目 次=

- 1. 重大事故等情報=6件(8月10日~8月16日分)
- (1) 乗合バスの車内事故1
- (2) 乗合バスの車内事故2
- (3) 乗合バスの車内事故3
- (4) 個人タクシーが駐車場から転落した事故
- (5) タクシーの運転者が酒気帯び運転
- (6) 個人タクシーと路面電車が衝突した事故
- 2. 事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
- 3. 高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について(再周知)
- 4. 高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について(再周知)
- 5. 平成24年度の自動車運送事業者における先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています。(再周知)
- 6. トラック、バス、タクシーの安全教育マニュアルをつくりました。(再周知)
- 7. トラック追突事故防止マニュアルを公表しました! (再周知)
- 【1. 重大事故等情報=6件】(8月10日~8月16日分)
- (1)乗合バスの車内事故1

8月10日(金)午後8時30分頃、兵庫県において、同県に営業所を置く乗 合バスが運行中、着席していた乗客(女性、67歳)がエアコン吹き出しロル 一バーを閉めようと立ち上がった時、当該バスが左カーブにさしかかったため、 当該乗客がバランスを崩し椅子から転倒し負傷した。

この事故により当該乗客1名が右大腿骨頚部骨折の重傷を負った。 他の旅客に負傷者はない。

## (2) 乗合バスの車内事故 2

8月15日(水)午前11時7分頃、北海道において、道内に営業所を置く乗 合バスが乗客25名を乗せて運行中、乗客(女性、81歳)が着座前に当該バ スが発車したため、当該乗客が転倒した。

この事故により、当該乗客は右大腿骨転子骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗客は中扉より乗車し、前から2列目の座席に座ろうとしたが、 当該バスが発車したため、途中で転倒した。 当該バスの運転者は、発車する際に着席案内をしていなかった模様。

## (3) 乗合バスの車内事故3

8月15日(水)午後5時頃、熊本県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客10名を乗せて運行中、ブレーキをかけたところ、乗客(女性、68歳)が転倒した。

この事故により、当該乗客は右大腿骨骨折の重傷を負った。

事故当時、バス停にて乗車した当該乗客が着席したのを確認して発車した後、 再び車内ミラーにて確認を行った際、着席したはずの当該乗客が再び立ってい たため、危険を感じ急ブレーキをかけたところ、当該乗客が転倒した模様。

### (4) 個人タクシーが駐車場から転落した事故

8月12日(日)午前10時30分頃、広島県において、同県に営業所を置く個人タクシーが乗客2名を乗せて駐車場内を運行中、運転操作を誤り当該駐車場から約2メートル下の道路へ転落した。

この事故により、当該タクシーの乗客2名と運転者1名の計3名が軽傷を負った。

なお、当該タクシーの運転者はアクセルとブレーキを踏み間違えた模様。

## (5) タクシーと乗用車が衝突した事故

8月15日(水)午後0時頃、北海道において、道内に営業所を置くタクシーが乗客5名を乗せて運行中、右折した際に対向してきた乗用車と衝突した後、 転覆した。

この事故により、当該タクシーの乗客5名のうち2名が肋骨骨折等の重傷、残る3名と当該乗用車の運転者が軽傷を負った。

なお、当該タクシーの運転者に怪我はなかった。

事故現場は、片側2車線の直線道路で、当該タクシーが右側の物産会場に右折 で入ろうとした際に、対向してきた乗用車と衝突した模様。

# (6) 個人タクシーと路面電車が衝突した事故

8月9日(木)午後7時頃、長崎県において、同県に営業所を置く個人タクシーが空車で走行中、路面電車と衝突した。

この事故による負傷者はいない。

事故現場は、片側一車線の道路と路面電車軌道が設置してある道路の交差点で、 事故当時、当該タクシーが右折のため軌道内に進入する際に安全確認を怠った ため、後方から運行してきた路面電車と衝突した模様。

【2. 事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について】

国土交通省では、これまでも「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の事故防止対策を推進しているところですが、平成24年 上半期の事業用トラックが第一当事者となる死亡事故発生件数が増加傾向にあります。

また8月中旬は夏の行楽シーズンに伴う交通量の増加が見込まれることから、より一層事故防止対策に取り組む必要があります。

つきましてはトラック事業者における安全対策及び事故防止の徹底を図るため、事業者団体に対し要請を行いましたのでお知らせ致します。

 $\rightarrow$  (http://www.mlit.go.jp/common/000220674.pdf)

【3. 高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について】

8月2日に東北自動車道において発生した高速ツアーバス事故を受け、同種事故の再発を防止するため、交替運転者の配置基準の遵守をはじめ、輸送の安全に万全を期すよう、国土交通省は高速ツアーにおける安全確保の再徹底について、公益社団法人日本バス協会及び高速ツアーバス連絡協議会に対し、通達を発出しましたのでお知らせいたします。

 $\rightarrow$  (http://www.mlit.go.jp/common/000219969.pdf)

本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通 省では、本年6月11日に「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」 を決定し、「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」等をとりまとめました。

また、当該緊急対策の実施に関し、6月29日以降で以下の通りの措置を講じま した。これらについてお知らせ致します。

- 〇「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」(6月11日公表)
  - → http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10\_hh\_000030.html
- 〇「高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について」(6月29日公表)
  - 1. 高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表及び同リストの活用
    - → 高速ツアーバス運行事業者リストを公表

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_tk2\_000010.html)

- 2. 旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化
  - → 省令・告示の公布(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_tk2\_000008.html)

- 3. 「高速バス表示ガイドライン」の策定
  - → ガイドラインの策定・公表

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_tk2\_000009.html)

- 4. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定
- → ガイドラインの策定・公表

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_tk2\_000011.html)

- 5. 旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化
  - → 省令の公布 (http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf)
- 6. 「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置
  - → 通報窓口の設置(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk2 000006.html)
- 〇「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定に ついて」(7月18日公表)
- → 関係通達の改正
  (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\_hh\_000097.html)
- ○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」(7月 18日公表)
  - → 利用者向け安全情報の提供 (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\_hh\_000098.html)

【5. 平成24年度の自動車運送事業者における先進安全自動車(ASV)の 導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています】

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組み を支援する観点から、平成24年度における事故防止対策支援事業を実施する こととなりましたのでお知らせします。

〇補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきまして は、以下のリンク先をご覧下さい。

先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc\_24.html)

トラック、バス、タクシーの各業態別に安全運転のためのわかりやすい教育用マニュアルを策定しました。

各事業者が運転者に対し指導監督する際、各社の運行実態を考慮し、各社の

独自のマニュアル等と合わせて、本マニュアルを活用していただけるよう周知 していくこととしています。

○マニュアル本体については、以下のリンク先をご覧下さい。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html)

今般、国土交通省自動車局に設置した「自動車運送事業に係る交通事故要因 分析検討会」(座長: 堀野定雄 神奈川大学工学研究所客員教授) において、平成23年度の報告書をとりまとめましたのでお知らせします。

平成23年度検討会においては、事業用トラック事故件数のうち、約半数が 追突事故により占められている状況を鑑み、トラック追突事故の課題と対策に ついて集中的に分析しました。

この分析では、わき見運転や反応の遅れなど運転者面の直接の要因だけでなく、その背景に潜む運行管理面の要因にさかのぼり、追突事故防止に効果的と 思われる対策を選定しました。

これにより、経営トップ、現場管理者、運転者それぞれの役割に応じ、トラック追突事故防止のための「指針」及び「マニュアル」を作成しました。

本報告書については、運送事業者における事故防止の取組に活用していただけるよう周知していくこととしています。

## 〇報告書

- ・[第1分冊]事業用自動車の交通事故の傾向分析
- ・「第2分冊]トラックの追突事故を防止するための課題整理と対策検討

別冊1:経営トップ向け指針

別冊2:現場管理者向けマニュアル

別冊3:ドライバー向けマニュアル など

・[第3分冊]社会的影響の大きい重大事故の要因分析

※報告書本体については、以下のリンク先をご覧下さい。

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/examination.html )

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

\*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html )

## 【参考】

\* 自動車局ホームページ

( http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。 そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 ( www.mlit.go.jp/RJ/ )
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- \*自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール 又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表 されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが 必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、 自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますの で、忘れずに修理を受けましょう。

\*